クロサワ コンサルティング ベトナム

2021年 4月 ニュースレター

Topic

<税務実施に関する通達草案>

国境を越えたEコマース及びデジタルビジネスへの詳細なご案内

- ❖ 概要
- * 税務申告の新制度
- * 課税所得を確定する方法
- ❖ 納税申告の新制度が有効になる時点
- ◆ 仮想PE



<概要>

- ❖ 当通達草案は、税務の法律のさまざまな問題に関して詳細にご案内 します。
- このニュースレターは、ベトナムでEコマースとデジタルビジネス を行う外国サプライヤー向けの税務申告制度にのみ焦点を当てます。
- * 財務省は、議論調査を短くすることで、当該通達を迅速に完成させる意向を示しています。 したがって、新しい制度の影響を受ける企業には、その潜在的な影響を研究および評価し、コンプライアンスプロセスの準備をすることをお勧めします。



<税務申告の新制度>

- ❖ 通達草案は、外国サプライヤーは自分で、又は委任される人がベトナムで直接登録、申告、および納税するため、より明確な規則を定めています。
- ❖ 具体的には、海外サプライヤーは
- 10桁の税コードが付与されます
- 四半期ごとに税務総局のウェブポータルで税務申告できます
- オンラインで税金を支払うことができます



<税務申告の新制度>

- ❖ 外国サプライヤーがベトナムで直接登録、申告、納税しない場合、 ベトナム側の法人は以下の責任を負います。
- ベトナムの購入者が事業登録をしている場合、外国サプライヤーの 代わりに税金を源泉徴収し、申告する責任があります(現行外国契 約者税と同じです)
- ベトナムの購入者が個人、銀行又は仲介会社は毎月源泉徴収および 申告する必要があります。 税務総局は、当該外国サプライヤーの社 名及びウェブサイトを、源泉徴収のために銀行や支払い仲介業者に 提供します。



<税務申告の新制度>

 個人がカードまたは銀行・仲介会社が源泉徴収することができない 他の支払い方法を使用する場合、銀行または仲介会社は、毎月、外 国サプライヤーへの支払いをフォローし、税務総局に報告する必要 があります。

▶ たたし、当制度は実際にどのように機能するかについては、まだ不明です。



<課税所得を確定する方法>

- ❖ 納税額は、現行外国請負業者の税制に従う税率及びベトナムで発生 する所得に基づいて確定されます。税率は、外国サプライヤーが提 供する商品やサービスの性質によって異なります。
- ❖ 通達草案では、課税所得を確定するためのデータを収集する制度が 導入されています。具体的には、次のとおりです。
- (i) 購入者(組織および個人)による支払いに関連する情報(例: 銀行口座又はクレジットカードのBIN番号等)



<課税所得を確定する方法>

- (ii) ベトナムにおける購入者の居住状況に関する情報(支払い先住所、配送先住所など)および/または購入者のアクセスポイントに関する情報(SIMカード、IPアドレス等)
- (i) が手に入れることができない場合は、居住状況やIPアドレスに 関する情報を利用することができます。
- ❖ ただし、上記の情報は当該分野のすべての対象のために納税申告に 十分であるかどうか、手に入れられるかどうかはまだ不明です。



<納税申告の新制度が有効になる時点>

- ❖ 通達草案に基づいて、通達が有効になる時、新しい申告の制度が有効になります。 ただし、実際の税務登録と申告は、税務総局が開発したeポータルが正式に開始された時から実行できます。
- ❖ 通達草案では、通達の発効日以降にeポータルが利用可能になる (可能性がある)場合、納税者は通達の発効日からeポータルが正 式に開始する日まで課税所得をフォローする必要があると規定され ています。
- ❖ この期間は、利息や支払い遅延のペナルティは適用されません。



<仮定PE>

- ❖ 注目すべき点の1つは、通達草案の第84条にある「恒久的施設」の概念であり、「ベトナムで事業を行う場所が所有しないが、ベトナムでベトナムの組織や個人とのEコマースやデジタルビジネスを行っている外国サプライヤーは恒久的施設(「PE」 − permanent establishment)とみなされる」。
- ❖ これは法人所得税法に定められたPE定義の広げられた分です。仮想 PEの概念を導入するというベトナムの意図を明確にしています。



お問い合わせ

日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ **所在地:**東京都中野区中野4丁目4番11号
- URL: https://www.kurosawa.gr.jp/

ベトナム 子会社

- Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- Mard 6, District 3, HCMC Mard 6, District 3, HCMC
- ▶ **URL:** http://kurosawa-vn.com/ (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン: +84-89-808-2232
- ▶ (井上 陽子) yoko.inoue@kurosawa.vn
- ▶ ベトナム語/英語のホットライン: +84-90-139-2232
- (Nguyen Truong Hiep) contact@kurosawa.vn